

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値の向上と株主・投資家価値増大のために、コーポレート・ガバナンス体制を強化して透明性・健全性を確保するとともに、責任体制を明確化して、経営の効率化と経営環境変化への迅速な対応ができる経営管理組織の構築に取り組んでおります。

また、情報開示を経営上の重要課題と考えており、今後とも情報開示を適時・公平・透明に行うため、情報発信の機会の増大と伝達方法の整備及び開示内容の充実に努めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
酒井 眞一	591,000	11.57
酒井 宏之	559,400	10.96
公益財団法人酒井CHS振興財団	500,000	9.79
株式会社りそな銀行	244,300	4.78
酒井 香織	229,600	4.49
酒井 理絵	229,600	4.49
株式会社みずほ銀行	227,900	4.46
久保井 美帆	226,000	4.42
山中 春名	226,000	4.42
酒井建物株式会社	166,160	3.25

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
櫻井 しのぶ	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
櫻井 しのぶ	○	2004年4月 三重大学医学部看護学科教授 三重大学大学院医学系研究科看護学専攻教授 2011年9月 三重大学名誉教授(現任) 順天堂大学医療看護学部看護学科教授(現任) 順天堂大学大学院医療看護学研究科教授(現任) 2014年4月 順天堂大学スポーツ健康科学部健康学科教授 2017年3月 当社社外取締役(現任)(重要な兼職の状況) 順天堂大学大学院医療看護学研究科教授、三重大学名誉教授	櫻井しのぶ氏は、公衆衛生看護、地域看護学を研究する大学院・大学教授として高い見識と経験を有されており、その専門的な見識を当社経営体制の強化に活かし、外部の視点を持って取締役としての役割を果たしていただきたいためです。同氏について、当社との間で独立性が疑われるような属性等はありませんので、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会において、会計監査人より、監査計画、監査結果等の説明を受けるとともに、定期的なコミュニケーションを実施し、業務上や会計上の課題等の情報共有と意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
階戸 照雄	学者													
白 日光	弁護士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

階戸 照雄	○	1978年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行)入行 1990年1月 東京金融先物取引所(現(株)東京金融取引所)出向 企画課長 1994年4月 (株)富士銀行 パリ支店 副支店長 2000年7月 みずほ信託銀行(株)営業部長 2002年4月 みずほ信託銀行(株)総合企画部担当部長 2003年4月 朝日大学経営学部 教授 2006年4月 日本大学大学院総合社会情報研究科 教授 2012年4月 日本大学大学院総合社会情報研究科 研究科長・教授(現任) 2015年3月 当社社外監査役(現任)(重要な兼職の状況) 日本大学大学院総合社会情報研究科 研究科長・教授	階戸照雄氏は大学院教授であり、専門的知識と幅広い経験を有し、外部の視点を持って監査役としての役割を果たしていただきたいからです。 なお同氏は、当社の主要な取引先であるみずほフィナンシャルグループにおいて2002年まで業務を執行しておりましたが、退職してから相当の期間が経過し、また2003年以降は大学および大学院教授としての職務に就いていることから、出身会社の意向に影響される立場に無いと考えております。その他にも同氏について、当社との間で独立性が疑われるような属性等はありませんので、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定いたします。
白 日光	○	2002年11月 司法試験合格 2004年10月 第二東京弁護士会登録 さくら共同法律事務所入所 2011年1月 さくら共同法律事務所 パートナー弁護士 (現任) 2015年3月 当社社外監査役(現任)(重要な兼職の状況) さくら共同法律事務所 パートナー弁護士	白日光氏は弁護士であり、法務等の専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいからです。なお、当社は白日光氏がパートナーを勤める法律事務所の別のパートナー弁護士と法律顧問契約を結んでおりますが、白日光氏との取引は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役及び社外監査役は全員独立役員です。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対する株式報酬制度として「株式給付信託(BBT)」(以下BBT制度)を、2016年6月1日から導入しております。本制度の詳細は以下の通りです。

1. 目的

取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることであります。

2. 概要

BBT制度導入に際し、「役員株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した役員株式給付規程に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。BBT制度は、役員株式給付規程に基づき、給付対象となる取締役にポイントを付与し、そのポイントに応じて取締役に株式を給付し、取締役の退任時に受け取る仕組みであります。

3. BBT制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者であります。

なお当社は、従業員を付与対象とした株式報酬制度「株式給付信託(J-ESOP)」を同じく2016年6月1日から導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年12月期の報酬等の総額は以下の通りです。

- ・取締役9名:214,185千円(うち社外取締役1名:7,550千円)
- ・監査役4名:37,400千円(うち社外監査役2名:13,200千円)

(注)

1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 - ・取締役9名に対する賞与支給額:27,650千円(うち社外取締役1名:750千円)
 - ・当事業年度の役員退職慰労引当金の繰入額:36,200千円(取締役9名:32,400千円(うち社外取締役1名:800千円))、監査役4名:3,800千円(うち社外監査役2名:1,200千円))
 - ・当事業年度の役員株式給付引当金の繰入額:2,920千円(取締役6名:2,920千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬体系は、基礎となる定額の「固定報酬」、各期の成績による業績連動報酬である「役員賞与」、「株式報酬」及び「退職慰労金」となっております。

当社は、役員の業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めてはおりませんが、以下の株主総会決議に従っております。

取締役の報酬等の限度額は、2012年3月27日開催の第49期定時株主総会において年額180百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない)、監査役の報酬等の限度額は、2016年3月29日開催の第53期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役9名、監査役4名であります。

役員区分ごとの報酬等の額に関する考え方及び算定方法の決定に関する事項は、以下の通りです。

(取締役)

取締役の報酬等は、各取締役の職責や役位に応じて支給する「固定報酬」と、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する「業績連動報酬(賞与・株式報酬)」及び「退職慰労金」で構成されております。当社では中長期的な視点で業務執行を可能とする安定した報酬を基本とし「固定報酬」に比重を置いておりますが、「固定報酬」と「業績連動報酬」の支給割合の方針は定めておりません。また、役職ごとの方針についても定めておりません。

「業績連動報酬」の内、「賞与」に関しましては、各取締役の経営への貢献度に加え、当社グループの目標とする経営指標である連結営業利益に一定率を乗じた額を原資とし、固定報酬の割合に応じて個別の支給額を算出しております。なお、連結営業利益を「賞与」に係る指標としたのは、連結営業利益が会社業績を適確に表し、経営上の目標達成度を計る客観的な指標であることなど、総合的に勘案した結果であります。当連結会計年度の「賞与」に係る指標の連結営業利益は、期初目標450百万円に対し、117百万円増の567百万円となり、前連結会計年度に対して101百万円の増益でした。

もう一つの「業績連動報酬」である「株式報酬」は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした報酬制度です。なお当社では、「株式報酬」とは別に「役員持株会」という自社株式の購入手段の整備を行っております。

取締役の報酬額またはその算定方法の決定に係る基本方針につきましては、取締役会決議にて一任を受けた代表取締役が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や職務の内容等を勘案して決定しております。

(監査役)

監査役の報酬等の額は、常勤、非常勤別に監査役の職務と責任に応じ、監査役の協議により監査役会で決定しております。なお、その報酬等につきましては、独立性の確保の観点から、「固定報酬」、「退職慰労金」のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に専属のスタッフは配属しておりません。なお社外取締役、社外監査役より、設置の求めがあった場合、適切な人材を配置するよう努め、その人事については、取締役と監査役が協議して決定する体制を取っております。

取締役会の開催に当たり、議案等を事前に配布し、必要に応じ議案内容に関する事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

□コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監査役設置会社であり、現在取締役9名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち社外監査役2名)を選任しております。当社は会社意思決定機能と業務執行機能の分離による機能強化及び執行責任の明確化を目的とした執行役員制度を導入しております。実際の業務執行は、管理本部、マーケティング本部、営業本部、技術本部、製造本部からなる5本部制組織で行っております。なお各本部は本部長が担当業務を分掌してこれを執行し、それぞれの牽制機能が働く組織体制となっております。

(取締役会)

・経営の最高意思決定機関としての取締役会は、以下の議長及び構成員計9名で構成されており、取締役会規程に基づき原則として月1回開催され、経営上の業務執行に関する重要事項の審議並びに意思決定を行うとともに、その執行の監督を行っております。そして、迅速な課題への対処を行うため、随時開催できる体制も取っております。取締役会には社外監査役を含む監査役が毎回出席することで、独立性の高い第三者的観点から意思決定や業務執行に対し適正な監督・監査が確保されるものと考えております。なお当事業年度は、取締役会を8回開催いたしました。取締役会への総出席率は97.2%でした。

・議長 代表取締役会長 酒井眞一

・構成員 代表取締役社長 村川勉、代表取締役副社長 堀口展也、専務取締役 村松光二、専務取締役 田中文和、常務取締役 井端秀明、取締役 長坂利明、取締役相談役 酒井宏之、社外取締役 櫻井しのぶ

(幹部会)

・代表取締役社長を議長とし各役員及び各本部長、部門長で構成される幹部会議を月1回開催し、取締役会で審議・決定した経営意思を伝達するとともに、各ディビジョン及び営業所の営業報告等を行い、各部門の業務遂行状況とその問題点を把握して、対応策の討議、決定を行っております。

(監査役会)

・監査役会は、以下の議長及び構成員の計4名で構成されており、監査の方針、監査計画、監査の方法及び監査業務の分担等を決定しております。当事業年度は8回開催しました。監査役会への総出席率は93.8%でした。

・議長 常勤監査役 秋山俊雄

・構成員 常勤監査役 伊藤善博、社外監査役 階戸照雄、社外監査役 白 日光

□ 監査の状況

監査役監査の状況

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は常勤監査役2名、社外監査役2名で構成されており、各監査役は監査役としてふさわしい人格、識見及び倫理観を有している者を選任しております。

監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担などに従い、取締役会のほか必要な会議に出席するなどし、取締役及び取締役の職務執行の監査を行うとともに、社内各部門への監査を実施しております。また、監査役は取締役への監査報告会を開催し、意見交換を行っております。なお監査役は、定例の監査役会において、相互に職務の状況について報告を行うことにより監査業務の状況確認及び情報の共有化を行っております。

内部監査の状況

監査役は、監査役監査計画に基づいた社内監査を実施しております。

当社の内部監査は、内部統制担当役員を監査責任者とし、取締役社長により指名された監査担当者を指揮して業務執行状況を監査しております。そしてその監査結果は、監査責任者の承認を経て社長に報告され、必要に応じ改善措置を講じるとともに、そのフォローアップ監査も実施する体制を取っております。また、監査役会及び会計監査人とも連携を密にした情報交換を行っております。

内部監査のうち品質に係る監査(品質マネジメントシステムISO 9001、JIS Q 9001の内部監査に相当)については、品質保証監査規程に基づき、品質保証室長を監査責任者とする品質保証監査員が監査を実施し、その結果は取締役社長に報告しております。なお、監査により不適合が認められた場合は、監査責任者は、全ての不適合について被監査部門長に是正要求を行い、その処置と効果の確認を行っております。

また当社は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による医療機器製造販売の承認を取得した医療機器(内視鏡洗浄消毒装置)の製造販売開始にともない、QMS省令(医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令)、体制省令(医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に係る業務を行う体制の基準に関する省令)、GVP省令(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令)に基づいた品質・安全管理体制の構築を行いました。製造販売の最高責任者である総括製造販売責任者は、国内品質業務運営責任者、安全管理責任者に対し、管理監督、指示を行い、安全管理責任者と国内品質業務運営責任者及びこれらに関連した部門は、密接な連携・協力を行っております。この品質安全管理体制の強化をさらに進め、より高品質で安全性の高い医療機器の製造販売を実践して参ります。

当社は、労働安全衛生法に基づき、従業員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進を目的とした安全・衛生管理規程を定めており、この規程は、全従業員の作業環境管理、作業管理、健康管理に適用されます。安全環境管理室長及びスタッフは、この規程に基づき、全事業所への安全衛生監査を定期・不定期に実施し、その結果は取締役社長に報告しております。なお、監査により不適合が認められた場合は、安全環境管理室長は、全ての不適合について被監査事業所長に是正要求を行い、その処置と効果の確認を行っております。

会計監査の状況

当社は、会社法及び金融証券取引法に基づく会計監査人として監査法人A & Aパートナーズを選任しております。監査業務を執行した公認会計士は、下記の通りであります。継続年数が7年を超える者はありません。

・指定社員 業務執行社員:公認会計士 岡 賢治(継続監査期間3年)

・指定社員 業務執行社員:公認会計士 町田真友(継続監査期間4年)

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他4名が監査業務に従事しました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しており、社外の客観的な視点からも、取締役の業務執行の監督を行っております。社外取締役及び社外監査役は、それぞれ高い専門性を有しており、その専門的見地からも的確な経営監視を実行しております。なお、社外取締役及び社外監査役は、当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

これらコーポレート・ガバナンス体制により、経営の監視機能の面において十分に機能する体制が整っていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、集中日を回避して開催しております。
その他	当社Webサイトに株主総会招集通知情報を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報サイトは、「株主・投資家のみなさまへ」、「成長を目指して」、「財務業績」、「IR資料」、「株式情報」で構成され、「IR資料」には、IR関連ニュース(適時開示情報)、決算短信、有価証券報告書のほか、決算説明資料、事業報告書、Financial Reports の掲載を行っております。 また、コーポレート・ガバナンス報告書、内部統制システム構築の基本方針の最新版の掲載も行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長直轄の広報・IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの立場を尊重するため、我社の理念に「企業についての共通認識」を、以下のように明示し、全社員が共有しております。 顧客(ユーザー・代理店)、社員、株主、仕入先が会社を存続させる構成員です。それ等の人々が等しく満足を得られるように活動するのが企業活動です。 a) 顧客に愛されることによつてのみ我々は生きることができます。顧客に利益や利便を与えることが共存できる唯一の方法です。 b) 全ての企業活動は人によって行われます。社員が一生安心して生活できるようになることを私達は目指します。 c) 理解のある投資家によって会社は長期の繁栄を計ることができます。投資家に安定した配当をし、安定した株価を維持するよう努めます。 d) 良い仕入先こそ最良のパートナーです。質の良い仕入先を選定し、共に発展するよう互いに協力します。

当社は、創業以来、総合理念に、「私達は、クリーン、ヘルス、セーフティを追及し、その技術、サービス、文化(思想)を適切な価格で供給することにより、社会に貢献し、私達の生活を豊かにします。」と掲げています。当社の日々の活動は、この理念に基づくCSR(企業の社会的責任)そのものであり、以下のような具体的取り組みを行っております。

1. お客様への取り組み

当社は、消費者の安全衛生の保護のために、提供する製品の品質保証を重視し、品質方針を定めて、その方針に基づく品質保証体制を確立しております。

クレームに対する姿勢、取り組み方として、クレームは当社製品に対する顧客の要望と捉え、かつ、クレームがあったことをチャンスと捉えて行動をすることとしております。

当社は保護具アドバイザー制度を実施している公益社団法人日本保安用品協会に所属し、事業所や被災地での保護具に関する情報提供や講習会活動などに参加して、マスクに関する正しい知識の普及に努めています。

2. 環境への取り組み

当社は、環境問題への取り組みを経営の重要課題のひとつとして位置付け、以下のような活動を行っております。

(1) 製品の設計・開発

新製品の開発に関しては環境負荷が少なく、リサイクル・リユースに配慮した原材料の選定及び製品設計を行っております。

(2) 製品の製造

製品の生産活動に必要な資源・エネルギーの適正管理と効率的な利用を実践するため、製造工程の見直し、継続的な改善活動、ノウハウの発展的継承によるモノづくりを行っております。

(3) 製品の提供、販売

当社が販売しているオープンクリーンシステム「KOACH」、プッシュプル型換気装置「コーケンラミネー」、呼吸追従形ブロワーマスク「プレスリンクブロワー」、内視鏡洗浄消毒装置「鏡内侍 G」、磁気式水処理装置「エコビーム」はすべて、CO₂排出抑制に大きく寄与する製品です。特にオープンクリーンシステム「KOACH」は、超低消費電力のクリーンデバイスとして、お客さまの省エネルギー化に貢献しております。

資源の循環、廃棄物低減等による地球環境への配慮という観点から残反を再加工した「バイプロミクロンフィルター」使用製品を開発し、販売を行っております。また使用済みの防じんマスク用フィルターと防毒マスク用吸収缶を新しい資源として再利用する「リサイクルシステム」を積極的に推進し、環境負荷の低減はもちろん、お客様の廃棄物処理負担の軽減にも注力しています。

(4) 日常活動での取り組み

文房具のリユース、エコキャップ運動、クールビズ、ゴミの分別・リサイクルボックスの利用など、環境負荷低減につながる活動を行っております。

3. 社会への取り組み

(1) マスク研究への貢献、学術調査などへの協力

当社は、マスクの研究装置として呼吸サンプリング装置、人工肺シミュレータを開発しております。これ等装置の普及により、世界のマスク研究が活発となり、よりフィールドに即したマスク規格の実現に貢献していくことを期待しております。

また、環境省の疫学調査、日本生気象学会のマスク着用講習・PM2.5等による健康影響評価の講演に関する協力などを行っております。

(2) 啓発活動

感染症、PM2.5、火山灰、地震後の石綿などから身を守るためのマスクの必要性や選択・使用方法を伝え、装着訓練、備蓄の推奨を行っております。また、マスクのフィットの重要性を啓発する活動として、フィッティングテストを2007年より開始し、現在46万人を超える方々に体験して頂いております。

(3) マスク供給による社会貢献

パンデミック、自然災害、テロなどが発生した際、被害を最小限に留めるための一般用マスクの開発及び普及活動を続けております。そして震災や台風などの自然災害、原発事故の発生時には、全社を挙げた対策用マスクの供給とともに、被災地への義援金の寄附や復旧作業用マスクの寄贈などの支援活動も行っております。なお2018年には福島県と災害時の物質調達に関する協定を締結しております。

新型コロナウイルス感染症の対策用マスク需要の急増に対し、当社は、緊急増産の体制を敷き、従来のお客様の通常ニーズへの継続対応に加え、医療従事者向けを優先した出荷を行っております。

今後もマスクメーカーとしての供給責任を果たして参る所存ですが、関係省庁及び地方自治体への緊急用マスクの備蓄を推奨するとともに、生産体制の強化、事業継続体制の整備にも努めて参ります。

(4) 労災遺児等への支援

労災遺児等奨学金給付事業を行っている公益財団法人酒井CHS振興財団を支援しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、各部門及び子会社において諸規程が経営の実情に合致しているか常に点検し、諸規程の見直しを行うとともに、法令及び諸規程を遵守した業務執行の徹底と実施状況の監視を各部門長の重要な職務と位置付けている。また、コンプライアンス規程により業務の執行に当たり対応する法令及び社内諸規程の遵守に関するチェック、並びに役職員に対する教育・研修を実施している。

当社及び子会社は、コンプライアンス違反行為の早期把握、早期是正を行う体制をとるものとし、当社においては、社内の内部通報体制として「KOKENコンプライアンスヘルプライン」を整備・運用している。

当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、全社一体で毅然とした態度をもって対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社は、文書管理規程及び機密情報管理規程に従って情報を保存・管理し、当該情報を職務の執行のために必要とする者に対して適切に開示する体制をとっている。

機密情報、個人情報そしてインサイダー情報などの漏洩のリスクに的確に対処するため、その教育や監査体制にも重点を置いた情報管理体制の整備、強化に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、管理本部、マーケティング本部、営業本部、技術本部、製造本部が本部内の各部門及び子会社のリスクを統制すると同時にそれぞれが相互に牽制を行う体制をとっている。その業務執行状況については内部監査規程により業務監査を行い、また、特に製品に関しては品質保証監査によりチェックを実施する。その結果は社長に報告され、必要に応じ改善措置を講じる体制となっている。

当社及び子会社全体のリスク管理は内部統制担当役員が統括し、必要な規程の整備を推進するとともに想定されるリスクの低減及び緊急事態への対応が可能なリスク管理体制の整備に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、原則として毎月1回取締役会を開催し、経営上の重要事項の決定及び執行の監督を行う。

取締役、幹部社員、監査役で構成する幹部会議を毎月1回開催し、経営意思の伝達及び各部門及び子会社の業務遂行状況と問題点の把握、対応策の討議を行う。

また、年度予算制度により、予算の執行は各部門及び子会社が立案した業務目標及び品質目標に基づく実行計画によって遂行し、目標の進捗・達成状況を定期的に社長に報告し、適宜、計画及び社内諸規程などのシステムの有効性についての確認を行って継続的な改善に努める体制をとっている。

なお、当社においては、会社意思決定機能と業務執行機能の分離による機能強化及び執行責任の明確化を図るために、執行役員制度を導入している。

5. 当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、「我社の理念」を企業集団全体で共有し、その実現に向け、企業集団全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築に努め、必要な管理を行う。

当社は、海外子会社管理規程に定める事項についての報告を子会社に求め、子会社の意思決定及び業務執行の適正性及び効率性を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役より監査事務の補助の求めがあった場合、使用人を監査役会補助スタッフとして配置するよう努める。配置する使用人の任命については、取締役と監査役が協議して決定する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会補助スタッフとして使用人を配置した場合、その使用人に対する指揮命令権は監査役に属するものとする。また、当該使用人の人事考課は監査役が実施し、人事異動については、取締役と監査役が協議して決定する。

8. 監査役に報告をするための体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社取締役会又は幹部会議で業務執行状況及びリスクとなる問題点とその対応策について監査役に報告する体制となっている。

また、当社においては、前述の体制以外に内部通報制度「KOKENコンプライアンスヘルプライン」に常勤監査役への通報、相談の窓口を設けることにより、監査役への報告が可能な体制となっている。

これらの報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることをコンプライアンス規程により禁止している。

9. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払などの請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該請求に応じるものとする。

10. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査役会は、監査役がその職務の執行が効率的に行われることを目的として、定期的に代表取締役と監査役との意見交換を行うための会議を開催している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に定めております。

基本的な考え方に基づいた反社会的勢力排除に関する整備状況は、以下のとおりです。

(1)当社の反社会的勢力排除のための対応部門は総務部とし、同部門には不当要求防止責任者を置いております。今後は、対応部門のみならず

会社全体で適切な対応ができるよう体制の整備と教育の実施を検討してまいります。

(2)当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入しており、同会が開催する研修会への参加及び定期的に発信される資料によって最新の情報収集を行っております。

(3)反社会的勢力との関係を遮断するために取引先等と締結する契約書については、暴力団排除条項を導入しております。また、反社会的勢力からの接触又はその恐れが発生した場合は、適宜所轄警察署、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び顧問弁護士に連絡して対応することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

□ 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況
(取締役、監査役の職務執行について)

当事業年度において取締役会を8回、幹部会議を11回開催しました。これらの会議には監査役も出席し、経営上の重要事項の決定及び執行の監督を実施しました。

監査役は取締役への監査報告会を開催し、意見交換を行いました。

(コンプライアンス体制及びリスク管理について)

法令及び社内諸規程遵守のために、当事業年度は、内部監査として業務監査を4回、品質保証監査を21回、及び安全衛生監査、環境監査を随時行いました。教育、研修については、社内教育研修を通してその遵守を図っております。

損失の危険管理の体制としては、5本部の各本部長が、基本的に毎日ミーティングを実施し、リスク情報の共有を行っております。

社内諸規程については、適切に運用できる状態にするために、常に見直しを行っており、年に1度、全諸規程についてのレビューを行っております。

機密情報、個人情報、インサイダー情報の漏洩防止のために、文書管理規程、機密情報管理規程、個人情報管理規程、インサイダー取引防止規程、マイナンバー情報管理規程を整備し、運用を行っております。また、情報漏洩リスクへの対処として、業務で使用する全パソコンについて定期的なチェックを行っております。

内部通報制度として「KOKENコンプライアンスヘルプライン」を整備、運用しております。

□ 適時開示体制の概要

1. 適時開示に関する基本的な考え方

当社は、透明性・健全性の高い経営を維持するためには、会社情報の適時開示が重要な経営課題と認識しております。

今後も当社は、会社情報の開示を会社法、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」に従って、適時適切に実施するとともに、更なる開示内容の充実と情報発信の機会の増大及び伝達方法の整備に努めてまいります。

なお、当社役員及び従業員に対する内部情報の管理につきましては「インサイダー取引防止規程」に従って、内部情報の管理徹底を図っております。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 決定事実に関する情報

重要な決定事実については、取締役会を開催して決議しております。決議後は、情報開示担当部門(広報・IR室)が速やかに開示の手続きを行います。

(2) 発生事実に関する情報

重要な事実が発生した場合は、当該事実の発生を認識した所管部門が速やかに情報開示担当役員、代表取締役社長に報告します。開示につきましては、情報開示担当役員(取締役管理本部担当)が代表取締役社長及び関係者と開示の必要性を協議し、必要と判断した場合は、情報開示担当役員の指示のもと、情報開示担当部門が速やかに開示の手続きを行います。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報は、経理部が取りまとめ、情報開示担当役員へ報告後、取締役会で決議します。決議後、情報開示担当部門が速やかに開示の手続きを行います。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図

